

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話は、建設業の事業主さんからで「今度、従業員を雇うことになつたんだが、関係の行政への書類提出が難しくて困つてい

るんだ。なんかいい方法はないですかね」とのご相談でした。そこで、社会保険労務士や労働保険事務組合への事務委託についてご説明しました。

この場合も、大きな負担がかかります。そこで、社会保険労務士や労働保険事務組合を活用して、経営者としての業務を軽減し、本来の業務に専念することができる



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 篠 百合子

## 名北労働基準協会専門員 篠 百合子

### 社労士、労働保険事務組合へのアウトソーシング

て従業員を雇う場合については、労働保険や社会保険の保険関係成立届、適用事業所設置届、また新規適用届などが必要となり、書類作成に戸惑つて、何度も行政等に足を運ばないといけないことがあります。ただでさえ、忙しいのに

「やつてられな

い」との思いも十分理解できます。中小規模の事業場では、本来の業務に加えて、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所への手続きなど、多くの事務を、事



ようにする、これが合理的な経営の第一歩です。まず、「社会保険労務士に基づく国家資格で、労働基準法、職業安定法、健康保険法、厚生年金法など「労働社会保険諸法令」に基づいて申請書等

を行います。

なお、当協会では多く

の社会保険労務士の先生

方と連携をとり、会員事

業場の保険事務処理を進

めるとともに、社会保険労務士試験受験対策講座を開催しています。キャリアアップのためにも社会保険労務士試験に、チャレンジしてみてはいかがでしょうか。毎年9月、10月には無料のガイダンスも行っていますので、皆様のご受講をお待ちしております。

次に、労働保険事務組合は、事業主団体等が厚生労働大臣の認可を受けて、その団体等の構成員である事業主などが行うべき労働保険事務の処理を代理して行う組織です。

ただし、労働保険事務組合に委託することができる事業主は、常時30人以下（金融業、保険業、不動産業、小売業の場合は常時50人以下、卸売業、サービス業の場合

（公共職業安定所、労働基準監督署、年金事務所などに提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類）の作成や提出の代行、「労働社会保険諸法令」に基づく帳簿書類の作成など

は常時100人以下の労働者を使用する事業主です。なお、労働者に該当しない方は、労災保険に入できませんが、中小事業主等で労働保険事務組合に事務処理を委託する方は、労災保険に特別加入することができます。事業主でも一般の労働者と同様の業務に従事される場合は、業務災害や通勤災害を被る可能性がありますので、労働保険事務組合への事務処理の委託と併せて、労災保険への特別加入をお勧めします。

当協会には、委託事業場約1400社の労働保険事務組合と、建設業に従事される自営業者の皆様の労災保険特別加入を取り扱う、組合員数約500名の建設自営業者組合があります。労働基準監督署と公共職業安定所への迅速、確実な提出代行で定評があります。是非ともご利用下さい。

是